市町村合併を考える

羽幌町の今後の財政（台所）推計と基金（積立金）残高 見込み状況

羽幌町のしごとに必要なお金のうち、町が自分の努力で確保できるのは、税金などほんの一部に限られ、収入全体の約70%程は、色々な形で国や道から支出されるお金であります。

したがって、町の財政は、国などが地方にどの程度お金を支出（交付）するかによって大幅に左右されることになります。

今、国の財政も大変で、これから国が地方へどのようにお金を交付するか、わからない状況でありますが、留萌管内市町村が共通の仮定条件により、羽幌町の５年～７年後の財政状況を予想してみましたのでお知らせします。

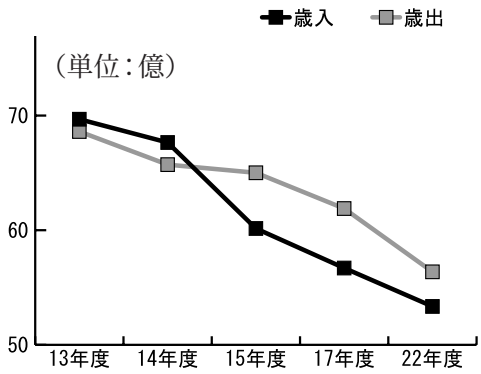

財　政　推　計

■羽幌町の平成13年度一般会計決算をベースに推計した財政収支状況

（単位：百万円）

区分		13年度	14年度	15年度	17年度	22年度	対13年比
歳入（収入）	町税	793	758	743	722	671	△15.4%
	地方交付税	3,528	3,279	3,066	3,059	2,891	△18.1%
	その他一般財源	274	242	235	224	201	△26.6%
	国・道支出金	610	524	688	561	452	△25.9%
	地方債（借金）	806	1,200	898	724	741	△ 8.1%
	その他	957	762	385	380	380	△60.3%
	計	6,968	6,765	6,015	5,670	5,336	△23.4%
歳出（支出）	人件費（給与費等）	1,455	1,449	1,446	1,358	1,322	△ 9.1%
	扶助費（医療費等）	155	156	164	181	231	49.0%
	公債費（借金返済）	1,102	1,217	1,179	1,102	928	△15.8%
	物件費	746	766	766	766	766	2.7%
	維持補修費	116	126	126	126	126	8.6%
	他会計への繰出金	974	1,051	1,051	1,246	1,453	49.2%
	普通建設事業費	1,467	1,299	1,359	1,000	401	△72.7%
	その他	846	508	410	410	410	△51.5%
	計	6,861	6,572	6,501	6,189	5,637	△17.8%
単年度収支額（歳入－歳出）		107	193	△ 486	△ 519	△ 301	-
累積収支額		107	300	△ 186	△1,209	△2,437	-

●13年度、14年度は基金（貯金）を使うなど、バランスをとっているので、黒字となっています。

●15年度以後は、「町の税金」や「国や道からのお金」が減ることや、また貯金は無いものとして計算しているため、収支は赤字の見込みとなります。

●13年度から22年度までの合計した収支では、24億円をこえる赤字見込みとなっており、その主な理由は、国から支出される「地方交付税」の減額にあります。

赤字を出さない方法として、次のことが考えられます

①収入の減少に応じ、「身の丈にあった財政規模」にするため、経費を再点検し、住民の理解を得ながら、経費を切りつめ徹底した節約をする。

②過去の事業による借金返済や今後の事業にあてるため、積立てしていた貯金（基金）を慎重な計画のもとに、払出し（取崩し）を行う。

③国に頼る部分を減らすため、各種行政サービスの手数料、使用料などの点検や見直しを行う。

支出推計の中で、「天売小中学校改築」・「中心市街地開発」・「サンセットプラザ改修」・「公営住宅建設」・「港湾整備」・「老人ホーム改築」・「ケアハウス建設」など大型の事業は概算により計算されています。

●普通建設事業費は、22年度で72％の減となっていますが、逆にこの額程度の事業規模にならざるを得ないかも知れないという推計です。

●扶助費（医療費など）、他会計繰出金などが、22年度で50％増えているのは、高齢化による医療費の増、下水道、ごみ処理費用の増などを見込んでいます。

この推計は、今後、国が地方への「お金」の配分をどう考えるかにより、大きく変化することもあります。

基金（積立金）残高見込み（平成14年度末見込）

今後の財政調整、事業実施などを容易にするため、それぞれ目的を持ち、基金という「貯金」をしてきており、残高状況は次の表のとおりです。

（単位：百万円）

基金名	基金積み立ての目的（概略）	基金残額
財政調整基金	災害復旧、大規模建設事業その他財政運営のお金が不足したときに備えるため	315
備荒資金組合積立金		456
減債基金	借金の返済にあてるため	859
役場庁舎等整備基金	役場庁舎改修、公共施設等の下水道処理設備整備費にあてるため	230
まちづくり事業基金	観光施設、体育施設、市街地活性化事業等の整備費にあてるため	388
地域福祉基金	福祉、健康等の事業費にあてるため	184
交通対策事業基金	バス輸送費用等にあてるため	245
人づくり事業基金	魅力あるまちづくりの推進、人材育成を図る費用にあてるため	48
オロロン鳥保護基金	オロロン鳥保護費用にあてるため	5
老人ホーム整備基金	老人ホーム整備費用にあてるため	134
介護給付費等準備基金	介護保険の円滑運営にあてるため	9
国民健康保険支払準備基金	国民健康保険の保険給付が不足した時にあてるため	317
計		**3,190**

●基金（貯金）残高は、14年度末で31億9,000万円となっていますが、国からの交付金の減、過去の借金返済などから「貯金」は毎年度、払出し（取崩し）が必要となり、貯金の残額は毎年度減少するものと考えています。

市町村合併を考える

平成の大合併といわれる「市町村合併」を検討している地方制度調査会（首相の諮問機関）の中間報告が公表され、報告では合併特例期限後も新たな法律を制定して、自主的な合併を推進していくことなどとした内容となっています。

中間報告（要旨）は次のとおりです

合併特例法期限後の分権の担い手としての基礎的自治体

「基礎的自治体」　**広域な都道府県に対し、住民に最も身近な行政を担う市町村を指し、十分な権限と財政基盤を持ち、高度な事務に対処できる地方行政組織のことです。**

「合併特例法の期限」　**平成17年３月31日**

■平成17年４月以降の合併の推進方法

①新たな法律を制定し、一定期間自主的な合併を進めます。財政支援措置はとりません。

②現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年３月31日までに市町村の議会の議決を経て、都道府県知事への合併の申請を終えたものは、合併特例法の財政支援を引き続き適用する経過規定を置きます。

③都道府県が必要に応じ合併構想を策定し、「勧告」や「あっせん」などにより自主的な合併を進めます。

■包括的な基礎的自治体の形成と地域自治組織制度の導入

①新自治体内に、旧市町村を単位として地域共同的な事務を処理するため、「地域自治組織」を設けることができる制度を創設します。（※組織に旧市町村の合併前の名前を残すことも可能です。）

②地理的、財政的条件などで合併できなかった市町村は？・・・
平成17年４月以降は、一定期間後地域自治組織となることを市町村自ら都道府県に申請し、都道府県知事が、関係市町村の意見を聴き、都道府県議会の議決を経て、編入先の地域自治組織になることを決定できる仕組を検討します。

■事務配分特例方式の検討

上記の過程を経た後も、合併できない市町村は？
組織機構を簡略化し、事務は・・・

・基礎的自治体は、法令上義務付けられた事務を一部のみ処理します。
・都道府県にそれ以外の事務処理を義務付ける「特例的団体制度」を検討します。

▶問合せ先　総務課臨時調査室　☎2-1211（内線212）